平成２２年（フ）第３２２２号
名古屋市天白区古川町52番地　いこい荘Ｈ号
債務者　佐藤美根子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４４号
熊本市桜木２丁目９番24号
債務者　竹原　裕之
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９４５号
熊本市桜木２丁目９番24号
債務者　竹原　朝子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４９号
栃木県大田原市若松町530番地４
破産者　益子　純子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第６８号
栃木県那須塩原市三島２丁目10番地４
破産者　有限会社アクア・ベル
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第６９号
栃木県那須塩原市井口562番地166、前住所栃木県那須塩原市西三島６丁目148番地22
コーサ三島４号
破産者　花沢　純子（旧姓荒牧）
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１９４号
長崎県佐世保市大野町75番地１
破産者　株式会社水溜組
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２１４号
千葉市稲毛区小仲台９丁目18番２棟104号
破産者　齋藤　恭一
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７７号
千葉県船橋市芝山６丁目42番５号
破産者　合資会社キッタ
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７８号
千葉県船橋市芝山６丁目42番５号
破産者　橘田賢太郎
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２５号
千葉市花見川区検見川町２丁目202番地２
エクセル検見川207号
破産者　山本　　慶
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３７１号
横浜市旭区上白根町320番地１ヒルヴァレーエステートＥ―102
破産者　有限会社旭スタッド
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８３号
相模原市南区麻溝台377番地の２
破産者　有限会社森町興産
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４９５号
相模原市南区当麻1103番地の６
破産者　有限会社惠愛
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２３９号
福井市木田１丁目3103番　石塚方、住民票上の住所福井市志津が丘４丁目252番地
破産者　増田　茂二
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
長野県大町市常盤6906番地57
破産者　アルプス化工有限会社
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３８３０号
愛知県岡崎市大樹寺２丁目６番地１
破産者　株式会社セカンドホーム
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２８４号
名古屋市中区大須３丁目８番１号
破産者　名古屋中エフエムラヂオ放送株式会社
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２４８号
名古屋市南区観音町５丁目11番地
破産者　三天堂株式会社
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５５号
名古屋市北区西志賀町１丁目１番地の１
破産者　有限会社エムディーエス
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６５号
大阪市大正区鶴町５丁目５番40号
破産者　株式会社オカダ
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部